

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。初版時からの訂正を載せております。お手持ちの本では修正されている可能性もございます。なお、法改正に伴う訂正も以下の表で示します。

頁	箇所	誤	正																		
16		※所在地等で一部変更が生じています。試験機関が発信する情報をご確認ください																			
25	図 1-3	循環型社会形成促進基本法	循環型社会形成 推進 基本法																		
		PVC 廃棄物処理法	PCB 特別措置法																		
		都市緑化法	都市緑 地 法																		
34	問題 4 5, 解説	ばい煙	ばい じん																		
55	6	特別管理産業廃棄物 ：爆発性…これについては	マニフェスト ：すべての 産業廃棄物 については																		
56	7 13 行目	トリブチルスズ	ビスフェノール																		
	問題 16 2	特別管理産業廃棄物	すべての産業廃棄物																		
75	表 2-1 カドミウム	0.01	0.003																		
	表 2-1 1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.1																		
	表 2-1 トリクロロエチレン	0.03	0.01																		
	表 2-1	チオベンカルブ	チオベンカルブ																		
	表 2-1	※次のものを追加します <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>0.05mg/L 以下</td> </tr> </table>		1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下																
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下																				
77	表 2-3	※「基準値」の列を次のものに差し替えます <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">基準値</th> </tr> <tr> <th>全亜鉛</th> <th>ノニルフェノール</th> <th>直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.001mg/L 以下</td> <td>0.03mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.0006mg/L 以下</td> <td>0.02mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.002mg/L 以下</td> <td>0.05mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.002mg/L 以下</td> <td>0.04mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>		基準値			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
基準値																					
全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩																			
0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下																			
0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下																			
0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下																			
0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下																			
79	表 2-6	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.001mg/L 以下</td> <td>0.03mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.0006mg/L 以下</td> <td>0.02mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.002mg/L 以下</td> <td>0.05mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>0.03mg/L 以下</td> <td>0.002mg/L 以下</td> <td>0.04mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>		0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下						
0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下																			
0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下																			
0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下																			
0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下																			
78	下から 2 行目	1,000m ³	1,000 万 m ³																		
	下から 1 行目	人口	人工																		
79	表 2-6	(全亜鉛, 年間平均値)	(年間平均値)																		
81	表 2-9																				
81	表 2-9	※「基準値」の列を次のものに差し替えます <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">基準値</th> </tr> <tr> <th>全亜鉛</th> <th>ノニルフェノール</th> <th>直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.02mg/L 以下</td> <td>0.001mg/L 以下</td> <td>0.01mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>0.0007mg/L 以下</td> <td>0.006mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>		基準値			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下						
基準値																					
全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩																			
0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下																			
0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下																			
88	表 2-12	※「カドミウムおよびその化合物」	0.03mg/L 以下																		

		の許容限度を次のものに変更します	
		※「1,1-ジクロロエチレン」の許容限度を次のものに変更します	1mg/L 以下
		チオベンカルブ	チオベンカルブ
		アンモニア、アンモニウム化合物… 亜硝酸性窒素	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物
		※次のものを追加します	
		1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
89	表 2-13	※「亜鉛含有量」の許容限度を次のものに変更します	2mg/L 以下
90	C	地下浸透の規制	地下水の浄化基準
		地下への浸透…変わっていますね。	地下水に有害物が入り込まないようにする規制です。有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む地下浸透水を、特定地下浸透水といいます。地下水に含まれる有害物質の基準値が次表のように定められており、これを超えないように努力し、また行政指導されることになっています。
		※表 2-14 を次のものに差し替えます	* 1
91		※問題 3 の上に次のものを挿入します D 指定物質 排水とは別に、有害物質を貯蔵したり使用したりする施設で、公共水域に多量に排出されるおそれのある施設を指定施設といいます。事故の際の措置対象として、56 物質（指定物質）が指定されています。次に主なものとしては、ホルムアルデヒド、ヒドラジン、ヒドロキシルアミン、塩化水素、水酸化ナトリウム、アクリロニトリル、アクリルアミド、アクリル酸、硫酸、ホスゲン、クロロホルム、トルエン、スチレン、キシレンなどです。	
92	表 2-15 「国などの対応」欄	1992 年 第二回国連世界人間環境会議	1992 年 環境と開発に関する国連会議
93		船舶の防汚剤…ありません)	※削除します
98	問題 6 2	直径 2cm 以下	直径 2mm 以下
144	下から 13 行目	CH ₃ COOH + 3O ₂	CH ₃ COOH + 2O ₂
247	表 3-17	酸濃度 0.1mol/L	酸濃度 0.1~1.0mol/L
310	ICP 発光分析法 ①	0.1~5mol/L	0.1~0.5mol/L
311	ICP 質量分析法 ①		
376	問題 4	(イ)ばいじん	(イ)ばい煙
423	問題 3	正解 1	正解 5
424	問題 6	正解 5	正解 4

* 1

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウムおよびその化合物	0.003 mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
有機りん化合物 (パラチオン、メチル	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下

パラチオン、メチルジメトンおよび EPN (に限る)			
鉛およびその化合物	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
ひ素およびその化合物	0.01 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
水銀およびアルキル水銀その他の水銀 化合物	0.0005 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	セレンおよびその化合物	0.01 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	ほう素およびその化合物	1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	ふっ素およびその化合物	0.8 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜 硝酸化合物および硝酸化合物	10 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		

(H30. 7月 更新)